AI発明の新時代：米国特許庁（USPTO）の歴史的方針転換を読み解く

2025年11月、USPTOはAI支援発明に関するガイダンスを抜本的に改訂。AIを「共同発明者」から「道具」へと再定義し、人間が発明者として特許を取得するハードルが大幅に下がりました。

【旧方針：2024年】

AIは「擬似的な共同作業者」

AIの貢献度を分離し、人間側の「著しい貢献」を厳格に審査していました。

法的基準：パンヌ要素（共同発明者基準）

特許取得のハードル：高い（AI主導の発明は拒絶リスク大）

BEFORE

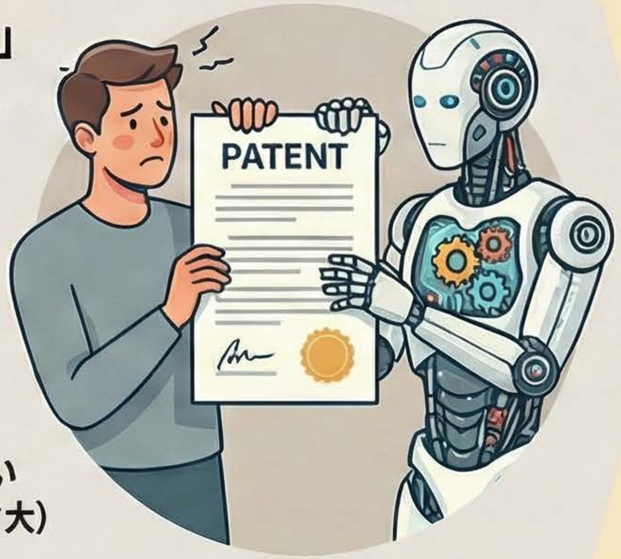

AFTER

【新方針：2025年】

AIは「高度な道具」

人間が発明の「構想」を抱いていれば、AIの貢献度に関わらず発明者と認められます。

法的基準：「構想」基準

特許取得のハードル：低い（人間の認識があれば許可）

産業界への影響と新時代の戦略

製薬業界：AI創薬の「死の谷」を解消

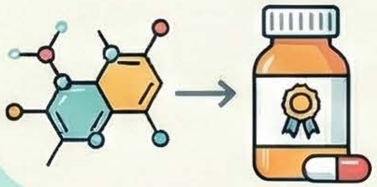

AIが生成した化合物候補の特許取得が容易になり、研究開発が加速します。

ハイテク業界：生成AIコードの権利化が確実に

エンジニアが発明者となり、AI生成コードを含むソフトウェアの知財保護が強化されます。

新たな実務：「構想の物語」の記録が重要に

AIへの指示や候補選択の理由を記録し、人間が発明を続御した証拠を残すことが求められます。

NotebookLM